平成２６年（フ）第３号
三重県尾鷲市朝日町12番25号
債務者　田岡　孝一
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第５２号
滋賀県大津市粟津町15番14号、従前の住所神戸市中央区下山手通４丁目10番21―402号
債務者　中村　淑郎
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　祥平
4　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿567番地１
債務者　松本　泰典
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬古　智昭
4　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号
和歌山市舟津町１丁目11番地　リバーハイツ太田302
債務者　井田真佐美
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　庸己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６７号
大阪府茨木市耳原３丁目９番９号の５
債務者　エス・ディー・コーポレーションこと　檀上　　暁
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９７号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目５番13号　402号
債務者　門田　公一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　亜希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６号
秋田県男鹿市鵜木字鵜木75番地
債務者　三浦　清治
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　譲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１号
山形県酒田市上安町２丁目19番地の14
債務者　吉原　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第６８号
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目679番地
債務者　ガレージティーフロントこと　野田　幸嗣
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０１１号
広島県廿日市市宮園上４丁目２番地４
債務者　橋村　雅任
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４６号
広島県安芸郡府中町清水ヶ丘10番２号　102
債務者　福岡　賢之
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８３号
高知市本町３丁目３番26号　本町コア３Ａ
債務者　西村　静枝
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　敏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６０号
京都市伏見区深草西浦町７丁目55番地１
債務者　張山良和こと　張　　良和
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
徳島県板野郡松茂町広島字南川向66番地３
債務者　鈴木　正之
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井内　秀典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
徳島地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０４号
北海道北斗市七重浜４丁目２番22号　レクサス七重浜Ａ―102
債務者　伊藤　亮輔
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
函館市元町28番５号
債務者　梅津　孝夫
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
函館地方裁判所